

盛岡広域振興局長告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和3年10月8日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市大釜風林1番1、2番3、87番1の一部、88番1及び88番2並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産